

## 「JCSS登録の一般要求事項 第14版」の改正要旨

認定センター JCSS事務局

### 1. 改正理由

今回の改正は、ILAC 不確かさポリシーの発行(2010年11月)に伴う校正証明書への測定の不確かさの記載方法の見直しを中心に、JCSS 校正証明書、JCSS 校正ラベルの更なる有効活用を目指し、規格適合性の表明に関する要求事項の明確化、校正ラベルの見直し等を行う。

### 2. 主な改正内容

- ①3.関係法令及び引用文献において、VIM(1993)をISO/IEC Guide 99(2007)に変更する。
- ②3.関係法令及び引用文献において、ILAC-G8(1996)を APLAC TC 004(2010)に変更する。
- ③5.2.1(1)において、最高測定能力の根拠については測定の不確かさの推定を記述した文書で明確にすることを要求する。
- ④5.2.2.3(3)において、登録事業者が計量器又は標準物質を自ら販売し、又は貸し渡すことを目的とし、校正証明書に依頼者名等を省略した場合、その理由を校正証明書に記載できることとする。
- ⑤5.2.2.3(4)において、ILAC 不確かさポリシーに従い、校正証明書に記載する測定の不確かさは、信頼の水準に相当する区間、包含係数及び必要な場合は有効自由度を記載することとする。
- ⑥5.2.2.3(5)及び 5.2.2.4 において、規格適合性の表明を行う場合の要求事項等を明確にする。
- ⑦付属書 1 附則において、校正ラベルには年月日までを表記可能とするとともに、顧客との合意がある場合は、校正ラベルの欄外に顧客が記載するための「再校正を行うべき期日又は有効期間満了の基準」の空欄を設け、校正ラベルと一緒に校正器物に貼付することを可能とする。
- ⑧付属書 2 2.4 において、現地校正要員の定義として、校正事業者の要員には契約による技術要員を含むことを明記する。
- ⑨その他字句の訂正等